

一、最新中国法令

● 国务院办公厅关于印发要素市场化配置综合改革试点总体方案的通知

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2021〕51号
 【发布日期】2022-01-06
 【内容提要】该方案提出：2022年上半年，完成试点地区布局、实施方案编制报批工作；到2023年，试点工作取得阶段性成效；到2025年，基本完成试点任务。并提出八方面试点任务，其中包括：

进一步提高土地要素配置效率
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 允许符合条件的地区探索城乡建设用地增减挂钩节余指标跨省域调剂使用机制。 ▪ 鼓励采用长期租赁、先租后让、弹性年期供应等方式供应产业用地。优化工业用地出让年期，完善弹性出让年期制度。 ▪ 以推进土地集约高效利用和建立健全城乡统一的建设用地市场为重点，探索赋予试点地区更大土地配置自主权，支持产业用地实行“标准地”出让、不同产业用地类型合理转换等。 ▪ 支持建立工业企业产出效益评价机制，加强土地精细化管理和节约集约利用。 ▪ 鼓励试点地区探索通过建设用地节约集约利用状况详细评价等方式，细化完善城镇低效用地认定标准，鼓励通过依法协商收回、协议置换、费用奖惩等措施，推动城镇低效用地腾退出清。
探索建立数据要素流通规则
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 探索“原始数据不出域、数据可用不可见”的交易范式，分级分类、分步有序推动部分领域数据流通应用。探索建立数据用途和用量控制制度，实现数据使用“可控可计量”。

一、最新中国法令

● 要素市场化配置综合改革试点总体方案公布に関する国务院办公厅による通知

【発布機関】国务院办公厅
 【発布番号】国办发〔2021〕51号
 【発布日】2022-01-06
 【概要】本方案では、2022年上半期において、試行地区の配置、実施方案の作成及び許可申請作業を完成させ、2023年までに、試行作業について段階的な成果を得られるようにし、2025年までに、試行任務を概ね完成させることについて提言し、8つの方面に係る試行任務を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

土地要素の配置効率をさらに向上させる
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 条件に適合する地域において、都市・農村建設用地の増減連動制度における余った指標を省の枠を超えて、調整し使用できる仕組みを模索することを認める。 ▪ 長期賃貸、先に賃貸してから払い下げを行う、使用年数を弾力的に確定する方法により産業用地を供給することを奨励する。工業用地の私下年数を最適化し、私下年数を弾力的に設ける制度を整備する。 ▪ 土地利用の集約化・効率化の推進及び都市と農村の統一した建設用地市場の設置及び健全化に力点を置き、より大きな土地配置自主権を試行地区に与えることについて検討し、産業用地に「標準地」払下げ、異なる種類の産業用地を合理的に転用するなどの制度を実施することを支持する。 ▪ 工業企業の産出高、収益を評価するメカニズムの構築を支持し、土地に対する綿密な管理及び節約、利用集約化を強化する。 ▪ 試行地区において、建設用地の節約、集約的利用状況評価などの方法を通じて、都市部における利用効率の低い用地の認定基準を細分化し整備することを奨励し、また法に依拠し協議の上回収する、協議の上交換する、賞罰等の措置を通じて、都市部における利用効率の低い用地の明け渡し、需要と供給のバランスを保つ。
データ要素流通規則の構築について検討する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「オリジナルデータはドメインを超えないようにし、データの可用性、不可視性を確保する」取引方式について検討し、等級分け・分類を行い、一部領域におけるデータの流通、応用を段階的に秩序立てて推進する。データの用途及び用量の制御制度構築について検討し、デ

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 推动人工智能、区块链、车联网、物联网等领域数据采集标准化。 ▪ 推动完善数据分级分类安全保护制度，探索制定大数据分析和交易禁止清单。
进一步发挥要素协同配置效应
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 支持探索制定外国高端人才认定标准，为境外人才执业出入境、停居留等提供便利。支持符合条件的境内外投资者在试点地区依法依规设立证券、期货、基金、保险等金融机构。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/06/content_5666681.htm

<p>一夕使用について「制御、計量」できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 人工知能、ブロックチェーン、クルマのインターネット、モノのインターネットなどの分野におけるデータ収集標準化のための取組を行う。 ▪ データの等級分け・分類安全保護制度を整備し、ビッグデータの分析及び取引禁止リストの制定について検討する。
要素配置の相乗効果をさらに発揮させる
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国高度人材の認定基準の制定について検討することを支持し、海外人材の業務活動のための出入国、停留、居留などに利便性を提供する。条件に適合する中国国内・外の投資者が試行地区において法に依拠し証券、先物、基金、保険などの金融機関を設置することを支持する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/06/content_5666681.htm

● **中华人民共和国海关综合保税区管理办法**

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署第 256 号令
 【发布日期】2022-01-01
 【实施日期】2022-04-01
 【内容提要】海关依照该办法对进出综合保税区的交通运输工具、货物及其外包装、集装箱、物品以及综合保税区内企业实施监督管理，包括综合保税区与境外、区外之间进出货物的管理，综合保税区内货物的管理，区内企业的管理等。

区内企业的业务范围
(一) 研发、加工、制造、再制造； (二) 检测、维修； (三) 货物存储； (四) 物流分拨； (五) 融资租赁； (六) 跨境电商； (七) 商品展示； (八) 国际转口贸易； (九) 国际中转； (十) 港口作业； (十一) 期货保税交割；等。
法规更迭
《中华人民共和国海关保税港区管理暂行办法》和《中华人民共和国海关对保税物流园区的管理办法》同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4105208/index.html>

● **中華人民共和國稅關綜合保稅區管理辦法**

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署第 256 号令
 【発布日】2022-01-01
 【実施日】2022-04-01
 【概要】税関は本弁法に基づき、総合保税區に出入りする交通輸送手段、貨物及びその外側梱包、コンテナ、物品及び総合保税區内の企業に対して監督・管理を実施する。その内容は、総合保税區と国外、区外との間を出入りする貨物の管理、総合保税區内の貨物の管理、区内企業の管理等を含む。

区内企業の業務範圍
(一) 研究・開発、加工、製造、再製造。 (二) 検査測定、保守。 (三) 貨物の保管。 (四) 物流の配送。 (五) ファイナンスリース。 (六) 越境電子商取引。 (七) 商品展示。 (八) 国際中継貿易。 (九) 国際トランジット。 (十) 港湾作業。 (十一) 先物保税受け渡し等。
法規の改廃
「中華人民共和國稅關保稅港區管理暫定弁法」及び「保稅物流園區に対する中華人民共和國稅關による管理弁法」は同時に廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4105208/index.html>

● 海关总署、国家市场监督管理总局关于报关单位备案全面纳入“多证合一”改革的公告

- 【发布单位】海关总署、国家市场监督管理总局
【发布文号】海关总署、国家市场监督管理总局公告 2021 年第 113 号
【发布日期】2021-12-20
【实施日期】2022-01-01
【内容提要】根据该公告：
- 申请人办理市场监管部门市场主体登记时，需要同步办理报关单位（进出口货物收发货人备案、报关企业备案）备案的，应按要求勾选报关单位备案，并补充填写相关备案信息。
 - 市场监管部门按照“多证合一”流程完成登记，并在市场监管总局层面完成与海关总署的数据共享，企业无需再向海关提交备案申请。
 - “多证合一”改革实施后，企业未选择“多证合一”方式提交申请的，仍可通过国际贸易“单一窗口”或“互联网+海关”提交报关单位备案申请。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4085061/index.html>

● 网络安全审查办法

- 【发布单位】国家互联网信息办公室等十三部门
【发布文号】国家互联网信息办公室等十三部门令第 8 号
【发布日期】2022-01-04
【实施日期】2022-02-15
【内容提要】与现行《网络安全审查办法》相比，该办法将网络平台运营者开展数据处理活动影响或者可能影响国家安全等情形纳入网络安全审查，并明确掌握超过 100 万用户个人信息的网络平台运营者赴国外上市必须向网络安全审查办公室申报网络安全审查。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm

● 通関業者の届出を「複数証書の一本化」改革に全面的に組み入れることに関する税関総署、国家市場監督管理総局による公告

- 【発布機関】税関総署、国家市場監督管理総局
【発布番号】税関総署、国家市場監督管理総局公告 2021 年第 113 号
【発布日】2021-12-20
【実施日】2022-01-01
【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 申請者が市場監督管理部門にて事業者登録を行う際に、通関業者（輸出入貨物の荷受人・荷送人の届出、通関企業の届出）の届出を同時に行う必要がある場合は、要求に従って「通関業者届出」を選択し、且つ関連する届出情報を追加記入しなければならない。
 - 市場監督管理部門は、「複数証書の本化」の手順に従って登録を完了させ、且つ市場監督管理総局の次元で税関総署とのデータ共有を完了させる。企業は税関に届出申請を提出する必要はない。
 - 「複数証書の本化」改革実施後、企業が「複数証書の本化」方式を選択して申請を提出しなかった場合、国際貿易「単一窓口」又は「インターネット+税関」を通じて通関業者届出申請を提出することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4085061/index.html>

● サイバーセキュリティ審査弁法

- 【発布機関】国家インターネット情報事務室等十三部門
【発布番号】国家インターネット情報事務室等十三部門令第 8 号
【発布日】2022-01-04
【実施日】2022-02-15
【概要】現行の「サイバーセキュリティ審査弁法」と比べると、本弁法では、インターネットプラットフォーム運営者によるデータ取扱活動が国の安全に影響する若しくはその可能性があるなどの状況をサイバーセキュリティ審査を実施する対象範囲に組み入れた上で、100 万人を超えるユーザーの個人情報を保有するインターネットプラットフォーム運営者が国外へ行き上場するに際しては、サイバーセキュリティ審査事務室にサイバーセキュリティ審査を申告しなければならないことを明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm

● [国务院安全生产委员会关于印发《全国危险化学品安全风险集中治理方案》的通知](#)

【发布单位】国务院安全生产委员会
【发布文号】安委〔2021〕12号
【发布日期】2022-01-05
【内容提要】该通知提出,于2022年01月至2023年01月,在全国开展危险化学品安全风险集中治理。重点治理的突出问题和重大安全风险包括:

- 安全生产责任不落实问题;
- 生产储存环节重大安全风险;
- 交通运输环节重大安全风险;
- 废弃处置环节重大安全风险;
- 化工园区重大安全风险;等。

【法令全文】请点击以下网址查看:
https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202201/t20220105_406261.shtml

● [江苏省市场监管领域轻微违法行为不予处罚和从轻减轻处罚规定](#)

【发布单位】江苏省市场监督管理局
【发布文号】苏市监规〔2021〕6号
【发布日期】2022-01-05
【实施日期】2022-03-01
【法令全文】请点击以下网址查看:
http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2022/1/5/art_78964_10301439.html

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [国务院常务会: 全面实行行政许可事项清单管理 实施企业信用风险分类管理](#)

国务院总理李克强日前主持召开国务院常务会议,部署全面实行行政许可事项清单管理的措施;决定实施企业信用风险分类管理。

● [「全国危险化学品安全风险集中治理方案」の公布に関する国务院安全生产委员会による通知](#)

【発布機関】国务院安全生产委员会
【発布番号】安委〔2021〕12号
【発布日】2022-01-05
【概要】本通知では、2022年1月から2023年1月までの期間において、全国で危险化学品安全风险の集中管理を展開することについて提言している。重点的に管理する顕著な問題点及び重大な安全リスクには、以下のものが含まれる。

- 安全生产責任が履行されないという問題点。
- 生産貯蔵段階における重大な安全リスク。
- 交通輸送段階における重大な安全リスク。
- 廃棄処分段階における重大な安全リスク。
- 化学工業園區の重大な安全リスク等。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202201/t20220105_406261.shtml

● [江蘇省市場監督管理分野における軽微な違法行為に対する不处罚及び处罚輕減規定](#)

【発布機関】江蘇省市場監督管理局
【発布番号】蘇市監規〔2021〕6号
【発布日】2022-01-05
【実施日】2022-03-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://scjgj.jiangsu.gov.cn/art/2022/1/5/art_78964_10301439.html

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [国务院常务会: 行政许可事项リストによる管理を全面的に実施し、企業信用リスク分類管理を実施する](#)

国务院の李克強総理が先頃、国务院常务会议を主宰し、行政许可事項リスト管理措置を全面的に実施する旨の方針を示し、企業信用リスク分類管理

<p>全面实行行政许可事项清单管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 会议通过《法律、行政法规、国务院决定设定的行政许可事项清单（2022年版）》。 各省、市、县在2022年底前编制完成本级行政许可事项清单。 严格依照清单实施行政许可。清单之外一律不得违法设立和实施行政许可。
<p>实施企业信用风险分类管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学构建企业信用风险分类指标体系，及时归集企业登记注册、备案、行政许可、行政处罚、列入经营异常名录和严重失信主体名单等信息，对各类所有制企业信用风险进行分类。 对低风险企业合理降低依法监管抽查比例和频次，对高风险或有不良记录的企业依法有针对性加大随机抽查、现场检查等力度。 加强风险监测和预警。通过大数据分析、重点指标监测等，及早发现企业异常情况和风险，适时对企业进行提醒。

（里兆律师事务所 2022 年 01 月 07 日编写）

● 《区域全面经济伙伴关系协定》(RCEP) 于 2022 年 01 月 01 日正式生效

2022 年 01 月 01 日,《区域全面经济伙伴关系协定》(RCEP) 正式生效, 文莱、柬埔寨、老挝、新加坡、泰国、越南等 6 个东盟成员国和中国、日本、新西兰、澳大利亚等 4 个非东盟成员国正式开始实施协定。

（里兆律师事务所 2022 年 01 月 06 日编写）

三、里兆解读

● “工商外企字〔2006〕81 号”文废止、疫情防控常态化等背景下，老话题“异地办事机构工商登记、用工”问题的新探讨

内容提要:

《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字〔2006〕81 号) 已于 2020 年 12 月 01 日被《国家市场监督管理总局关于废止 86 件规范性文件的公告》(国家市场

局) 实施することを決定した。

<p>行政许可事项清单による管理を全面的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議において、「法律、行政法規、國務院決定により設定された行政許可事項リスト(2022 年度版)」を可決した。 各省、市、県は、2022 年年末までに、本級の行政許可事項リストの作成を完成させる。 リストに厳格に従い行政許可を実施する。リスト外のものに対して、行政許可を違法に設けたり、実施してはならない。
<p>企業信用リスク分類管理を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業信用リスク分類指標体系を合理的に構築し、企業登記登録、届出、行政許可、行政処罰、経営異常名簿及び重大信用喪失者名簿への収載等情報を遅滞なく集約し、各種所有制企業の信用リスクを分類する。 低リスク企業に対する法定の監督管理抽出検査の割合及び頻度を合理的に引下げ、ハイリスク若しくは不良記録のある企業に対して法に依拠し、無作為抽出検査、現場検査などの実施を的確に強化する。 リスクモニタリング及び注意喚起を強化する。ビッグデータの分析、重点指標のモニタリングなどを通じて、企業の異常状況及びリスクを早期に発見し、企業に対して適時に注意を喚起する。

（里兆法律事務所が 2022 年 1 月 7 日付で作成）

● 「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP) が 2022 年 1 月 1 日に正式に発効した

2022 年 1 月 1 日に、「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP) が正式に発効し、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの ASEAN 加盟国 6 カ国及び中国、日本、ニュージーランド、オーストラリアの非 ASEAN 加盟国 4 カ国が正式に協定の実施を開始した。

（里兆法律事務所が 2022 年 1 月 6 日付で作成）

三、里兆解説

● 「工商外企字〔2006〕81 号」文の廃止、新型コロナウイルス感染防止・抑制の常态化という背景の下、よく取り上げられる「地区の枠を超えた事務所の工商登記、雇用問題」の新たな考察

概要:

「外国投資者が投資した会社の審査許可登記管理に係る法律適用の若干事項に関する執行意見」(工商外企字〔2006〕81 号) がすでに 2020 年 12 月 1 日に「86 件の規範性文書の廃止に関する国家市場監督管

市场监督管理总局公告 2020 年第 56 号) 废止, 办事机构是否需要办理工商登记、如何合规用工, 以及办事机构如何应对政府部门“登门”疫情防控检查等问题, 本文将进行简要探讨。

正文:

一、“工商外企字〔2006〕81 号”文废止后办事机构的工商登记

根据“工商外企字〔2006〕81 号”文第二十五条的规定,“公司登记机关不再办理外商投资的公司办事机构的登记……以办事机构名义从事经营活动的, 由公司登记机关依法查处”。在 2020 年 12 月 01 日之前, 该条规定为外商投资企业的办事机构无需办理工商登记的主要依据。而对于内资企业来说, 并无明确法律依据, 但在实务操作中, 内资企业的办事机构一直以来也是不需要办理工商登记的。

自 2019 年 03 月 15 日以来, 随着《外商投资法》、《外商投资法实施条例》等外商投资相关法规、政策的陆续出台, 新外商投资法律体系初步形成, 为适应法律变化和内外资一体化管理的要求, 相对较“老”的外商投资法规、政策陆续被废止, 其中就包括“工商外企字〔2006〕81 号”文, 由此导致外商投资企业的办事机构无需办理工商登记丧失了法律依据。

不过, 鉴于当前中国在持续推进的“放管服”改革和内外资一体化管理的要求, 外商投资企业的营商环境理论上也在持续优化。据此来看, 尽管“工商外企字〔2006〕81 号”文因“落伍”被废止, 但对办事机构的管理也不会因此从严要求, 即, 办事机构仍无需办理工商登记。

二、“经营活动”的理解

办事机构通常是指公司在注册地之外开设的联络机构, 用于业务联络、开拓市场等, 且不开展经营活动。

对于何为经营活动, 目前并无明确的法律定义。实务中, 对于“经营活动”主要有两方面的理解: 一、法律上认为, 对于生产型公司的办事机构从事产品的筛选、加工、制造、销售以及与上述业务有关的采购、推销、仓储、配送、安装、调试、维修等活

理总局による公告」(国家市場監督管理総局公告 2020 年第 56 号)によって廃止されている。このため、本稿では、事務所について工商登記手続きを行う必要があるのか、合法的に雇用するにはどうすればよいか? また、事務所として、新型コロナウイルス感染防止・抑制対策の実施状況についての政府部門による「訪問」検査にどのように対応すればよいかといった問題について、考察する。

本文:

一、「工商外企字〔2006〕81 号」文が廃止された後における事務所の工商登記

「工商外企字〔2006〕81 号」文第二十五条によれば、「会社登記機関は外国投資者が投資した会社の事務所を対象とする登記を受け付けない……事務所の名義で経営活動に携わる場合、会社登記機関が法に依拠し取り締まる」となっている。2020 年 12 月 1 日以前において、本条文が、外商投資企業の事務所が工商登記手続きを行う必要がないことに関する主な根拠であった。一方、内資企業については、明確な法律根拠がないものの、実態として、内資企業の事務所についても工商登記手続きを行う必要はこれまでずっとなかった。

2019 年 3 月 15 日以降、「外商投資法」、「外商投資法实施条例」等の外国投資者による対中投資に係る法規、政策の公布に伴い、外国投資者による対中投資に係る新たな法体系がおおむね形成された。こうした状況の中で、法改正及び国内資本・外資管理一本化の要求に応じるべく、外国投資者による対中投資に係る法規、政策のうち、「工商外企字〔2006〕81 号」文を含む、相対的に「古い」ものは相次いで廃止されている。これによって、外商投資企業の事務所が工商登記手続きを行う必要がないことに関する法的な根拠がなくなったことになる。

なお、現在、中国で進められている「放管服」改革(行政の簡素化と権限委譲、権限委譲と管理の両立、サービス向上)及び国内資本・外資管理一本化の要求と合わせて考えれば、理論的には、外商投資企業のビジネス環境も最適化が持続的に推進されることになると考えられる。そのため、「工商外企字〔2006〕81 号」文は「時代に合わない」として廃止されても、それによって、事務所に対する管理上の要求が厳しくなることはなく、即ち、事務所について工商登記手続きを行わなくてもよいことには変わりはないと考えられる。

二、「経営活動」の定義

事務所とは、通常、会社が登録地以外の場所に設置した連絡機構を指し、業務上の連絡や市場開拓などを目的とし、経営活動を展開しないものである。

なお、経営活動について、現時点において法律上、明確な定義は定められていない。実務では、「経営活動」について主に次の 2 通りの解釈がある。即ち、法律の観点からは、生産型会社の事務所が製品の選別、加工、製造、販売及びこれらに関連する調達、販売促進、倉

动，非生产型公司的办事机构直接承揽服务项目、提供相关服务的，可以认定其在从事经营活动；二、会计上认为，经营活动是指公司投资活动和筹资活动以外的所有交易和事项。

按照上述理解，办事机构从事的活动较为有限，通常为业务联络活动，比如为公司提供市场信息、联络洽谈、产品展示、市场调研、技术交流等活动。相较于公司的经营活动，办事机构更多是起到“桥梁”作用，并不实际参与产品生产、业务经营，也不会和客户、供应商发生交易关系等，否则，工商部门会认定存在经营活动，要求公司设立分公司或子公司、办理工商登记。

三、在办事机构工作的员工社保缴纳

由于办事机构并非法定的用人单位，在办事机构工作的员工理论上都应和公司签订劳动合同。对于社保缴纳，由于办事机构与公司不在一地、且员工多为办事机构所在地人员，为满足员工在当地缴纳社保的意愿，公司多会选择第三方机构在当地为员工代缴社保。不过，该操作并不合规，根据《社会保险法》，社保的缴纳主体应和劳动合同签订主体一致。

为了解决上述问题，最合规的做法就是在当地设立分公司或子公司，当然出于成本、管理等考虑，部分公司不会选择这种方式。退而求其次，可以选择风险相对较小的替代方案，由公司与其所在地的第三方人力资源服务机构合作，合作形式可以是业务外包或劳务派遣。当然，若采取劳务派遣形式，根据《劳务派遣暂行规定》，理论上应在“临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施”，且“使用的被派遣劳动者数量不得超过公司用工总量的10%”。

不过，有些地区（如北京、广东等地）对社保的监管有越来越严格的趋势，上述替代方案的风险也在增加，建议及时关注当地政策、并适时调整应对方针。

四、疫情防控常态化下的应对

疫情发生以来，中国各级政府对疫情的管控非常严格，可能会对公司、住宅区等人员聚集区域进行登门调查，核实人员数量、掌握人员流动情况，而且，此类活动多由政府多个部门联动开展。

庫保管、配送、取り付け、調整、メンテナンス等の活動に従事する場合、並びに非生産型会社の事務所がサービス事業を直接請け負い、関連するサービスを提供する場合、経営活動に従事していると認定することができる。一方、会計上の観点からは、経営活動とは、会社の投資活動及び資金調達活動以外のすべての取引及び事項を指すことになっている。

上記解釈によれば、事務所が従事可能とされている活動は限られており、通常、業務上の連絡（例えば、会社への市場情報提供、連絡・打ち合せ、製品の展示、市場リサーチ、技術交流等の活動）である。会社の経営活動と比べると、事務所は多くの場合「架け橋」的な役割を担う存在であり、実際に製品の生産、事業経営に参加することはなく、また顧客や仕入先と取引関係等を持つこともない。そのような活動を行えば、経営活動を行っているとして、工商部門から、分公司又は子会社を設立して工商登記手続きを行うよう要求されることになる。

三、事務所で働く従業員の社会保険納付

事務所は法定の雇用者ではないため、理論的には、事務所で働く従業員は、いずれも会社と労働契約を締結しなければならない。社会保険納付については、事務所と会社が同じ場所に存在しておらず、且つ従業員の多くが事務所所在地に居住しているため、現地で社会保険を納付したいという従業員の要望に応えるために、会社が第三者業者を通じて従業員の社会保険を現地で納付している場合が多々ある。しかし、「社会保険法」によれば、社会保険の納付主体は労働契約の締結主体と一致しなければならないと規定されているため、このようなやり方は合法ではない。

上述した問題を解決するために、適法性確保の視点で考えると、現地において分公司又は子会社を設立するのがベストであると考えられる。なお、コストや管理等の原因により、このような方法をとらない会社もある。その場合、次善策として、会社は従業員所在地の人的資源サービスに携わる第三者業者と提携する（提携方法としては、業務アウトソーシング又は劳务派遣が考えられる）といったリスクが相対的に低い方法を選ぶことも可能である。また、劳务派遣を選択した場合、「劳务派遣暫定規定」によると、理論的には、「臨時的、補佐的又は代替的なポジションで実施され」、且つ「派遣される労働者の人数は会社で雇用される総人数の10%を超えてはならない」ことになっている。

しかし、一部の地域（例えば、北京、広東等の地域）では、社会保険に対する監督管理が厳格化される傾向が強まっており、上述した代替案に伴うリスクも高まっている。このため、現地の政策に常に注意を払い、対応策を適時調整することが望ましい。

四、新型コロナウイルス感染防止・抑制が常態化する中での対応

新型コロナウイルス感染症の大流行後、中国の各レベルの政府は、非常に厳しいコントロール措置を講じていることから、会社、住宅区など人が集まるエリアへの訪問調査を通じて、人数を確認し、人の移動状況を把握し、そ

政府部门在开展防疫工作时，必然也会涉及对办事机构的核查，这就对办事机构提出了更严格的要求。作为联络机构，如果出现大量常驻人员、存在生产经营活动等，既存在违法嫌疑、也可能对防疫工作造成负面影响，势必会引起政府部门的“重点关注”，甚至可能直接要求办事机构停止运营，进而对公司业务和声誉造成影响。

因此，在疫情防控常态化背景下，建议对办事机构进行更为严格的管理，确保其作用仅限于“联络”、不应开展实际经营活动。若一定要开展经营活动，稳妥起见，最好在当地设立相应的分公司或子公司。

结语

尽管存在“工商外企字〔2006〕81号”文废止、疫情防控常态化等复杂背景，但是，若办事机构实际并未开展经营活动，风险则相对可控。如需协助进行有针对性的分析、判断，欢迎与我们联系。

（作者：里兆律师事务所 邱奇峰、秦圣强）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [《公司法（修订草案）》](#)
- [《个人信息保护法》内部培训会、个人信息管理规则及同意书等文件](#)

して、これらの活動は多くの場合、複数の政府部門によって共同で展開されるであろうことが予想される。

政府部門が新型コロナウイルス感染防止・抑制対策を実施する過程において、事務所に対する調査・確認も行われることは必至であり、そうなれば、事務所はさらに厳しい試練にさらされることになるであろう。連絡機構でありながら、大量の駐在員がいる、生産経営活動が行われている等といった状況がある場合、違法行為が行われているとの疑いがかけられるだけでなく、新型コロナウイルス感染防止・抑制対策にもマイナスの影響をもたらす可能性もあるため、政府部門から「目をつけられる」ことは必至であり、ひいては事務所の運営停止を直接命じられる可能性もあり、そうなれば、会社の事業及び名誉に影響を与えるおそれがある。

このため、新型コロナウイルス感染防止・抑制の常態化という背景においては、事務所に対してさらに厳格な管理を実施することが望ましく、また、その機能は「連絡」のみに限定するようにし、経営活動を実施しないようにしなければならない。どうしても経営活動を実施する必要がある場合、慎重を期するべく、現地に分公司又は子会社を設立するのが最もよい。

終わりに

「工商外企字〔2006〕81号」文の廃止、新型コロナウイルス感染防止・抑制の常態化といった複雑な事情が背景にあるものの、事務所が実際に経営活動を実施していなければ、リスクは制御可能であると考えられる。さらに個別の事情に応じた分析、判断をご希望の場合、随時私どもへご連絡ください。

（執筆者：里兆法律事務所 邱奇峰、秦聖強）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [「会社法（改正草案）」](#)
- [「個人情報保護法」の社内研修会、個人情報管理規則及び同意書などの文書](#)